

## 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業費補助金交付要綱

制 定 平成26年 6月13日  
最終改正 令和 5年10月19日

### (趣 旨)

第1条 知事は、有床診療所等が実施するスプリンクラー等施設整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)及び昭和41年岡山県告示第513号(補助金等の名称等)のほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 平成26年3月7日医政発第0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づく事業

### (交付の対象外費用)

第3条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

- (1) 既に実施している事業
- (2) 他の補助制度により、現に当該事業の経費を重複して補助している事業
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) その他の整備費として適当と認められない費用

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第2欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 事業区分	2 基準額、対象経費及び補助率
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」(昭和54年7月27日付け厚生省発医第137号厚生事務次官通知)に定める基準額、対象経費及び補助率とする。

### (交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 所要額調書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 役員一覧表(別紙3)

(4) 誓約書 (別紙4)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

- 一 暴力団員等 (岡山県暴力団排除条例 (平成22年岡山県条例第57号) 第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) に該当する者
- 二 暴力団 (岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等の統制下にある者
- 三 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、規則第20条の規定により知事の承認を受けなくてこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業を実施する者 (以下「補助事業者」という。) は補助事業に係る帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日 (事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日) の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成20年厚生労働省告示第384号) で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (7) 補助事業者が行う契約は、「医療施設の施設整備に係る契約手続きの取扱指針」によらず、次の表によることとする。また、入札による契約において工事業者を選定等するに当たっては、岡山県の建設工事に係る入札参加資格を有する者を対象とする。

ただし、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、地方公共団体及び地方独立行政法人にあつては、本要綱に関わらず、当該法人が定める契約手続きの取扱いによるものとする。

ア 補助事業者が行う契約方法

工事設計金額 (消費税額を含む。)	契約方法
2億円以上の場合	一般競争入札又は7社以上の指名競争入札
2億円未満の場合	一般競争入札又は5社以上の指名競争入札
250万円未満の場合	見積書を徴し、選定 (2社以上。)

- イ 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。
- (ア) 岡山県知事から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けている者
  - (イ) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づく指名除外を受けている者
  - (ウ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定により、岡山県内における営業の停止命令を受けている者
  - (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、民事再生法又は会社更生法の適用申請を行い裁判所の再生（更生）計画認可の決定を受けている者を除く。
- ウ 指名競争による場合、補助事業者は、「岡山県建設工事入札参加資格者名簿」から選定すること。
- エ 入札方法及び業者の選定基準等の契約方法については、理事会で決定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。
- オ 指名競争を行う場合は、指名業者を理事会で選定すること。また、評議員会がある場合はあらかじめ意見を聞くこと。
- カ 入札を実施するに当たっては、入札参加予定業者へ入札通知書を発送する7日前までに、様式第7号により入札参加予定業者を知事に届け出、参加予定業者について、その資格の適否についての指示を仰ぐこと。
- キ 一般競争による場合は、入札参加条件等の内容を事前に知事に届け出るとともに、医療施設内へ掲示するほか、ホームページや新聞等へ掲載するなどして、情報を広く提供すること。
- ク 入札通知又は公告は、入札の期日の前日から起算して、設計金額5百万円未満の工事については、少なくとも1日以上、5百万円以上5千万円未満については、少なくとも10日以上、5千万円以上については少なくとも15日前までに行うこと。ただし、急を要する場合は、設計金額5百万円以上の工事については、5日以内に限り短縮することができる。
- ケ 入札を実施するに当たっては、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員が立ち会うこと。
- コ 入札後は、入札が適切に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果を様式第8号により知事へ届け出ること。また、補助事業者において、入札結果を一般の閲覧に供すること。
- サ 施設建設工事に係る契約においては、一括下請負契約は補助対象としないものであること。また、岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第20条の規定に準じ、受注者から下請負届出書又は施工体制台帳の写しを徴すること。
- シ 施設建設工事契約を締結した場合には、契約締結後1週間以内に当該契約書の写しを添えて様式第9号により知事に届け出ること。
- ス 入札参加業者からの補助事業者への寄附は、共同募金会への指定寄附以外は認めない。また、補助事業者の役員及び職員に対する寄附も認めない。このことについて、入札前5年間遡及して適用する。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### （変更承認申請）

第7条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、申請の内容の変更等の承認を受けようとする場合には、第5条に定める申請手続に従い、変更（中止又は廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金額の増額を伴わない軽微な変更（20%を超えない対象経費又は補助金の減額を含む。）についてはこの限りでない。

#### （遂行状況報告）

第8条 この補助金の事業遂行状況について、知事から要求があったときは、速やかに事業遂行状況報告書（様式第3号）により知事が定める日までに知事に報告しなければならない。

#### （実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第4号）を、事業完了後1か月以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

#### （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年6月13日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年8月18日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年8月7日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年8月13日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年10月19日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。